

指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 10 号

指導が不適切である教諭等の認定の手続等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号。以下「法」という。）第25条の 2 第 5 項の規定に基づく意見聴取の方法並びに同条第 6 項の規定に基づく事実の確認の方法その他同条第 1 項及び第 4 項の認定の手続に関し必要な事項を定めるほか、同条第 1 項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）の対象者を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「教諭等」とは、岩手県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭及び講師（非常勤講師を除く。）のうち、教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第 6 号。以下「政令」という。）第 6 条に掲げる者以外の者をいう。

2 この規則において「指導が不適切である教諭等」とは、教科に関する専門的知識及び技術、学習指導及び生徒指導の方法その他教員として求められる資質及び能力に課題があるため、日常的に児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導を行わせることが適当ではない教諭等のうち、指導改善研修によって児童等に対する指導の改善が見込まれる者をいう。

(事実の確認の方法)

第 3 条 県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、法第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定をしようとするときは、当該教諭等の所属する学校の校長（当該教諭等が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の場合にあつては、市町村教育委員会）に対し、次に掲げる書面の提出を求め、教諭等の児童等に対する指導の状況を確認するものとする。

- (1) 当該教諭等の児童等に対する指導の状況を記載した書面
- (2) 当該教諭等の所属する学校の校長による当該教諭等に対する指導の状況及び指導による成果を記載した書面
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項を記載した書面

2 教育長は、法第25条の 2 第 4 項の規定に基づき、児童等に対する指導の改善の程度の認定をしようとするときは、指導改善研修を実施する岩手県立総合教育センター所長から次に掲げる書面により報告を受け、教諭等の児童等に対する指導の改善の状況を確認するものとする。

- (1) 当該教諭等の児童等に対する指導の改善の状況を記載した書面
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項を記載した書面

3 教育長は、第 1 項各号及び前項各号に掲げる書面に記載された事項について確認するため、必要があると認めるときは、次に掲げる者（第 3 号に掲げる者にあつては、同項各号に掲げる書面に記載された事項について確認する場合に限る。）から事情を聴取するものとする。

- (1) 当該教諭等
- (2) 当該教諭等の所属する学校の校長
- (3) 岩手県立総合教育センター所長
- (4) その他必要と認める者

(意見聴取の方法)

第 4 条 法第25条の 2 第 5 項の規定に基づく意見は、同項に規定する者からなる会議を開いて聴くものとする。

2 前項の会議は、必要に応じて教育長が招集する。

(意見の陳述)

第5条 教育長は、法第25条の2第1項及び第4項の認定をしようとするときは、その対象となる教諭等に対し、書面又は口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。

(通知)

第6条 教育長は、法第25条の2第1項及び第4項の認定をしたときは、当該教諭等及び当該教諭等の所属する学校の校長(当該教諭等が県費負担教職員の場合にあつては、市町村教育委員会)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(教諭等以外の者に対する指導改善研修の実施)

第7条 指導改善研修は、県教育委員会の任命に係る養護教諭、栄養教諭及び養護助教諭のうち、非常勤の職員及び政令第6条に掲げる者以外の者に対しても実施することができる。

2 前項の規定による指導改善研修を実施するために必要な方法及び手続は、第2条第2項及び第3条から前条までの規定の例による。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。